

報道機関各位

建設業法に基づく監督処分の実施について

下記の業者に対して、令和6年7月19日、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を行いましたので、お知らせします。

※監督処分は、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があり、指示処分は、法令違反や不適切な行為の是正のために具体的にとるべき措置を命ずるもの。

記

1 処分業者名

有限会社高橋組（山形県東根市大字長瀬1461番地3）
代表取締役 高橋 善之
許可番号 山形県知事許可（般-3）第300525号

2 処分内容（建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分）

再発防止のため、次の事項について必要な措置を講じ、措置内容を文書で報告すること。
(1) 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
(2) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。
(3) 社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図ること。

3 処分根拠

建設業法第28条第1項（同項第3号に該当）

4 処分の原因となった事実

有限会社高橋組は、令和5年9月13日に神町中学校校舎増築工事（建築主体）において、同社の労働者が脚立から転落し右足踵を骨折したにもかかわらず、自社の加工場で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を村山労働基準監督署に提出した。

このことにより、労働安全衛生法第120条第5号、同法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条に違反するとして、有限会社高橋組及び同社代表取締役は山形簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、令和6年3月16日に刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

問い合わせ先

担 当 村山総合支庁建設部北村山建設総務課
行政専門員 川部 智美 電話 0237-47-8653
報道監 総務企画部長 工藤 明子